

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長 会議資料

令和 7 年 3 月

認知症施策・地域介護推進課

5. 介護サービス情報公表制度について

(1) 介護サービス情報の正確性の確保について

① 調査事務の実施状況について

介護保険制度は様々な事業主体の参入を認め、利用者による適切な選択によりサービスの質を確保する仕組みであり、各事業者が提供する介護サービスの内容や質に関する客観的かつ適切な情報を利用者に対し提供するため、介護保険法に基づく介護サービス情報公表制度を設けている。

こうした制度趣旨を踏まえると、介護サービス情報公表制度において提供される情報は、その正確性が求められるが、公表データの更新が遅れているものが相当程度あることなどから、令和3年6月4日に開催された「行政事業レビュー（公開プロセス）」において、「介護サービス情報の公表制度が、利用者による事業者の適切な評価・選択に資するものであることに鑑み、全ての自治体において適切に情報の更新が行われるような方策を検討すべき」との意見が示されたところである。

このため、都道府県・指定都市におかれては、報告を受けた情報について、介護保険事業費補助金（介護サービス情報の公表制度支援事業）を活用して調査事務を行うことや、実地指導を行う監査部門等と連携して実施するなど、調査を実施していただいたうえで公表を行っていただくようお願いする。

② 公表データの適切な管理について

前述した「行政事業レビュー（公開プロセス）」での「適切に情報の更新が行われるような方策を検討すべき」との意見を受け、令和3年度の課長会議において、都道府県ごとの令和4年2月10日時点の介護サービス情報公表制度で公表されている情報の更新情報をお示しし、「該当の事業所に対して報告の督促を行う、廃止された事業所や公表対象外となった事業所については削除・非公表の処理をするなどの対応を行い、適切な情報の公表に努めていただく」ことにより情報の正確性を高めていただくようお願いしたところである。

しかしながら、令和7年1月31日時点の状況（参考資料1・2参照）においても、最終公表日が2年度以前である割合が全国で10%（令和6年2月2日においても約10%）と、昨年度と同等の数字であった。引き続き適切な情報の公表に努めていただくようお願いする。

詳細に最終公表年度を見ると、指定の更新期間である6年以上前の情報が全体の約2%（特に都道府県の一覧を見ると最大は約39%。10%以上が3県）存在している。このことは、公表されている介護サービスの運営状況（人員体制、介護報酬の加算の算定状況等）が現在の指定の効力や介護保険制度の内容と乖離した情報であることを意味しており、利用者の適切な選択に資するものとは言いがたいと考えられ、こうした情報が今なお公表されている都道府県におかれては、特に計画的な調査の実施等の適切な対応をお願いしたい。

なお、こうした公表年度が相当程度以前である情報など、利用者の適切な選択

に資さない情報については、現行の「介護サービス情報公表システム」について、利用者から一部の情報を閲覧できないようにするための改修を行うことも検討していることを申し添える。

③ 介護保険事業費補助金（介護サービス情報の公表制度等支援事業）について

都道府県・指定都市における介護サービス情報公表制度の運営の円滑化を支援する観点から、介護サービス情報の公表制度支援事業により、都道府県・指定都市が必要と認める調査の実施等に要する経費を補助している。

令和4年度において、本事業の補助額については、「行政事業レビュー（公開プロセス）」の意見を踏まえ、都道府県・指定都市ごとに公表されている情報のうち、公表時点が2年度以上前である情報の割合が高い一部の都道府県・指定都市については減額査定を行った上で内示を行ったところ。

令和7年度についても同様の考え方で予算の範囲内で内示を行う予定としているが、公表年度が相当程度以前である情報を更新するため、令和7年度において、該当事業所に対する調査事務を短期間で集中的に行うことを想定している都道府県・指定都市に対する配慮なども令和6年度に引き続き行うこととしているので、都道府県・指定都市におかれては、現在の公表状況を踏まえた適切な対応をお願いしたい。

④ 「介護サービス情報の公表」制度 解説ブックについて

令和3年度老人保健健康増進等事業において、『介護サービスの情報公表制度』における調査事務の適切な実施のあり方に関する調査研究事業（実施主体：一般社団法人シルバーサービス振興会）を実施し、その成果物として『介護サービス情報の公表』制度 解説ブック（全4冊）が取りまとめられた。

これは、調査員の養成及び資質の確保を目的として、最新の介護保険制度の内容に準拠した調査事務の際の調査員の参照用資料や調査員養成研修の標準的なテキストとしての活用はもとより、現在、調査事務を担っている調査員のフォローアップとしての活用等を想定しており、一般書籍として販売されている。

各自治体における本書籍の購入にかかる費用の全部又は一部は、介護保険事業費補助金（介護サービス情報の公表制度等支援事業分）の対象（※）とすることが可能であることを申し添える。

※本書籍の活用の趣旨にもよるが、介護サービス情報の公表制度等支援事業実施要綱（現行）の3（1）調査事務や（3）研修等事業に係る支出に該当。

（2）「介護サービス情報の公表」制度の施行について」の一部改正について

介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第15号）により、介護サービス事業者に対して都道府県知事への報告を求める事項に一部の項目が追加されたこと等を踏まえて、「介護サービス情報の公表」制度の施行について」（平成18年3月31日付老振発第0331007号厚生労働省老健局振興課長通知）の一部を改正し、令和6年10月18日に通知したところである。

なお、報告を求める事項として新たに追加された「事業所等の財務状況」に係る内容については、「6. 経営情報の見える化について」に記載しているので参照いただきたい。

＜「介護サービス情報の公表」制度の施行について＞一部改正について（通知）＜
<https://www.mhlw.go.jp/content/001318446.pdf>

（３）行政区の変更等が予定されている市町村の事前情報提供について

介護サービス情報公表システムは、市町村変更（市町村名変更、市町村合併、政令指定都市への移行、行政区の変更等）に伴い、システムの検索項目の市区町村名や市町村コードを変更する必要があるため、当該変更においては国において予算を確保する必要があるため、従前より「都道府県（公表センター・調査機関）向け操作マニュアル」で市町村変更が予定されているときは事前に当課までお知らせいただくようお願いしていたところである。

都道府県におかれては、引き続き、管内の市町村において、市町村変更が予定されている場合は、予定段階であっても差し支えないので前広に当課までお知らせいただくようお願いしたい。また、前述のマニュアルについて、市町村変更の内容を当課までお知らせいただく時期を市町村変更の施行予定日の前々年度末までとする改訂を追って行う予定としているので、ご了解願いたい。

(参考資料 1)

介護サービス情報公表システムにおける報告様式の状況（令和 7 年 1 月 31 日時点）

2023～2024年度様式で報告・公表されている事業所数は全国平均で9割を超えている一方で、最終公表日から相当期間経過した状態のデータが多数残っている。

都道府県	2010		2011		2012		2013		2014		2015		2016		2017		2018		2019		2020		2021		2022		2023		2024		2023～2024 年度公表様式 での公表状況
	公表事業 所総数	事業 所数 割合	事業 所数 割合	事業 所数 割合	事業 所数 割合	事業 所数 割合	事業 所数 割合	事業 所数 割合	事業 所数 割合	事業 所数 割合	事業 所数 割合	事業 所数 割合	事業 所数 割合	事業 所数 割合	事業 所数 割合	事業 所数 割合	事業 所数 割合	事業 所数 割合	事業 所数 割合	事業 所数 割合	事業 所数 割合	事業 所数 割合	事業 所数 割合	事業 所数 割合	事業 所数 割合	事業 所数 割合	事業 所数 割合	事業 所数 割合			
北海道	7,025	5 0%	16 0%	15 0%	30 0%	44 1%	37 1%	88 1%	54 1%	40 1%	49 1%	142 2%	129 2%	204 3%	1,109 16%	5,063 72%	6,172 88%														
青森	2,642	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	1 0%	2 0%	52 2%	382 14%	2,205 83%	2,587 98%														
岩手	2,581	4 0%	15 1%	7 0%	6 0%	12 0%	9 0%	8 0%	8 0%	9 0%	9 0%	11 0%	11 0%	32 1%	1,809 70%	631 24%	2,440 95%														
宮城	2,121	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	1 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	19 1%	992 47%	1,109 52%	2,101 99%														
秋田	2,217	3 0%	4 0%	5 0%	1 0%	4 0%	2 0%	2 0%	3 0%	7 0%	7 0%	4 0%	7 0%	12 1%	750 34%	1,406 63%	2,156 97%														
山形	2,088	0 0%	2 0%	1 0%	0 0%	0 0%	4 0%	2 0%	4 0%	12 1%	15 1%	13 1%	13 1%	19 1%	1,004 48%	999 48%	2,003 96%														
福島	3,500	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	15 0%	30 1%	159 5%	3,038 87%	258 7%	3,296 94%														
茨城	4,205	4 0%	51 1%	66 2%	193 5%	36 1%	77 2%	45 1%	31 1%	49 1%	71 2%	40 1%	510 12%	176 4%	1,611 38%	1,245 30%	2,856 68%														
栃木	2,979	20 1%	0 0%	1 0%	8 0%	23 1%	112 4%	14 0%	24 1%	22 1%	16 1%	30 1%	17 1%	38 1%	435 15%	2,219 74%	2,654 89%														
群馬	4,191	1 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	1 0%	1 0%	0 0%	0 0%	0 0%	9 0%	99 2%	122 3%	2,806 67%	1,152 27%	3,958 94%														
埼玉	7,836	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	1 0%	1 0%	93 1%	2,660 34%	5,080 65%	7,740 99%															
千葉	8,087	0 0%	34 0%	44 1%	26 0%	29 0%	66 1%	68 1%	107 1%	71 1%	96 1%	1,065 13%	1,063 13%	1,167 14%	3,259 40%	992 12%	4,251 53%														
東京	16,457	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	593 4%	7,099 43%	8,765 53%	15,864 96%														
神奈川	4,627	9 0%	22 0%	12 0%	15 0%	13 0%	15 0%	27 1%	26 1%	18 0%	19 0%	29 1%	34 1%	114 2%	3,432 74%	842 18%	4,274 92%														
新潟	2,353	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	2,290 97%	63 3%	2,353 100%														
富山	2,272	0 0%	0 0%	1 0%	0 0%	0 0%	7 0%	15 1%	24 1%	26 1%	24 1%	28 1%	59 3%	116 5%	301 13%	1,671 74%	1,972 87%														
石川	1,925	1 0%	0 0%	1 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	1 0%	4 0%	7 0%	6 0%	13 1%	102 5%	1,790 93%	0 0%	1,790 93%														
福井	1,568	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	13 1%	8 1%	10 1%	17 1%	13 1%	20 1%	22 1%	26 2%	117 7%	1,322 84%	1,439 92%														
山梨	1,710	231 14%	0 0%	163 10%	11 1%	51 3%	97 6%	1 0%	90 5%	5 0%	103 6%	122 7%	65 4%	85 5%	559 33%	127 7%	686 40%														
長野	3,956	30 1%	4 0%	7 0%	6 0%	18 0%	11 0%	10 0%	11 0%	11 0%	19 0%	33 1%	46 1%	79 2%	642 16%	3,029 77%	3,671 93%														
岐阜	3,680	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	1 0%	1 0%	1 0%	4 0%	3 0%	3 0%	4 0%	17 0%	97 3%	1,626 44%	1,923 52%	3,549 96%														
静岡	3,593	10 0%	2 0%	5 0%	5 0%	8 0%	9 0%	9 0%	3 0%	5 0%	9 0%	22 1%	76 2%	152 4%	1,319 37%	1,959 55%	3,278 91%														
愛知	7,337	71 1%	6 0%	23 0%	39 1%	89 1%	80 1%	94 1%	97 1%	24 0%	54 1%	52 1%	101 1%	403 5%	5,682 77%	522 7%	6,204 85%														
三重	3,570	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	1 0%	81 2%	2,764 77%	724 20%	3,488 98%														
滋賀	2,418	9 0%	0 0%	4 0%	2 0%	4 0%	7 0%	8 0%	10 0%	15 1%	28 1%	38 2%	60 2%	108 4%	555 23%	1,570 65%	2,125 88%														
京都	1,784	0 0%	0 0%	5 0%	38 2%	12 1%	19 1%	32 2%	16 1%	12 1%	9 1%	29 2%	29 2%	54 3%	322 18%	1,207 68%	1,529 86%														
大阪	9,874	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	47 0%	2,786 28%	7,041 71%	9,827 100%														
兵庫	6,415	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	3 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	389 6%	1,696 26%	4,327 67%	6,023 94%														

(参考資料 2)

都道府県	公表 事業 所総 数	2010 事業 所数 割合	2011 事業 所数 割合	2012 事業 所数 割合	2013 事業 所数 割合	2014 事業 所数 割合	2015 事業 所数 割合	2016 事業 所数 割合	2017 事業 所数 割合	2018 事業 所数 割合	2019 事業 所数 割合	2020 事業 所数 割合	2021 事業 所数 割合	2022 事業 所数 割合	2023 事業 所数 割合	2024 事業 所数 割合	2023～2024 年度公表様式 での公表状況
奈良	2,928	6 0%	7 0%	9 0%	14 0%	23 1%	14 0%	14 0%	29 1%	21 1%	22 1%	64 2%	169 6%	397 14%	1,368 47%	771 26%	2,139 73%
和歌山	2,632	6 0%	0 0%	1 0%	5 0%	0 0%	3 0%	4 0%	1 0%	1 0%	4 0%	5 0%	14 1%	71 3%	1,984 75%	533 20%	2,517 96%
鳥取	1,258	0 0%	0 0%	0 0%	1 0%	0 0%	0 0%	2 0%	12 1%	12 1%	35 3%	31 2%	60 5%	62 5%	142 11%	901 72%	1,043 83%
島根	1,792	1 0%	0 0%	2 0%	0 0%	6 0%	5 0%	0 0%	1 0%	6 0%	4 0%	3 0%	4 0%	15 1%	1,243 69%	502 28%	1,745 97%
岡山	2,579	0 0%	0 0%	0 0%	1 0%	15 1%	23 1%	22 1%	31 1%	25 1%	82 3%	81 3%	87 3%	174 7%	2,038 79%	0 0%	2,038 79%
広島	3,285	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	1 0%	1 0%	2 0%	27 1%	11 0%	29 1%	31 1%	58 2%	108 3%	2,265 69%	752 23%	3,017 92%
山口	2,799	1 0%	0 0%	2 0%	0 0%	0 0%	0 0%	3 0%	1 0%	3 0%	13 0%	14 1%	9 0%	37 1%	187 7%	2,529 90%	2,716 97%
徳島	1,999	0 0%	2 0%	0 0%	1 0%	0 0%	0 0%	6 0%	66 3%	10 1%	18 1%	34 2%	21 1%	234 12%	1,607 80%	0 0%	1,607 80%
香川	2,113	14 1%	1 0%	12 1%	5 0%	8 0%	13 1%	16 1%	14 1%	15 1%	18 1%	26 1%	84 4%	158 7%	392 19%	1,337 63%	1,729 82%
愛媛	3,230	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	3 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	14 0%	15 0%	93 3%	602 19%	2,503 77%	3,105 96%
高知	1,467	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	2 0%	1 0%	27 2%	288 20%	1,149 78%	1,437 98%
福岡	5,593	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	32 1%	54 1%	50 1%	195 3%	601 11%	4,661 83%	5,262 94%
佐賀	1,630	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	2 0%	4 0%	1 0%	1,456 89%	167 10%	1,623 100%
長崎	3,193	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	2 0%	4 0%	10 0%	199 6%	2,978 93%	0 0%	2,978 93%
熊本	2,653	4 0%	6 0%	6 0%	10 0%	16 1%	17 1%	21 1%	20 1%	6 0%	33 1%	20 1%	19 1%	39 1%	2,436 92%	0 0%	2,436 92%
大分	3,186	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	4 0%	99 3%	78 2%	146 5%	119 4%	115 4%	140 4%	303 10%	2,181 68%	1 0%	2,182 68%
宮崎	2,587	1 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	2 0%	0 0%	0 0%	1 0%	3 0%	5 0%	36 1%	172 7%	2,366 91%	1 0%	2,367 91%
鹿児島	3,581	1 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	1 0%	0 0%	9 0%	8 0%	18 1%	93 3%	1,541 43%	1,910 53%	3,451 96%
沖縄	2,646	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	13 0%	18 1%	12 0%	135 5%	96 4%	426 16%	1,769 67%	177 7%	1,946 74%
札幌市	2,779	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	72 3%	108 4%	136 5%	628 23%	1,835 66%	2,463 89%
仙台市	1,510	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	13 1%	686 45%	811 54%	1,497 99%
さいたま市	1,671	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	1 0%	26 2%	287 17%	1,357 81%	1,644 98%
千葉市	1,304	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	32 2%	26 2%	58 4%	116 9%	197 15%	271 21%	604 46%	875 67%
横浜市	4,882	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	12 0%	20 0%	24 0%	37 1%	131 3%	3,682 75%	976 20%	4,658 95%
川崎市	1,813	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	11 1%	6 0%	8 0%	12 1%	46 3%	1,367 75%	363 20%	1,730 95%
相模原市	1,092	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	5 0%	6 1%	6 1%	11 1%	38 3%	825 76%	201 18%	1,026 94%
新潟市	1,328	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	1,105 83%	223 17%	1,328 100%
静岡市	1,347	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	38 3%	62 5%	29 2%	92 7%	88 7%	325 24%	713 53%	1,038 77%
浜松市	1,278	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	17 1%	21 2%	28 2%	30 2%	42 3%	1,084 85%	56 4%	1,140 89%
名古屋市	4,308	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	18 0%	20 0%	18 0%	41 1%	67 2%	496 12%	3,648 85%	4,144 96%
京都市	2,537	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	56 2%	18 1%	14 1%	23 1%	179 7%	543 21%	1,705 67%	2,248 89%
大阪市	6,797	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	1,942 29%	4,855 71%	6,797 100%
堺市	1,909	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	11 1%	560 29%	1,338 70%	1,898 99%
神戸市	2,541	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	10 0%	657 26%	1,874 74%	2,531 100%
岡山市	1,460	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	8 1%	15 1%	12 1%	57 4%	120 8%	704 48%	544 37%	1,248 85%
広島市	2,029	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	13 1%	21 1%	21 1%	22 1%	84 4%	1,417 70%	451 22%	1,868 92%
北九州市	2,286	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	26 1%	58 3%	68 3%	65 3%	59 3%	121 5%	1,889 83%	2,010 88%
福岡市	2,780	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	9 0%	7 0%	3 0%	80 3%	147 5%	558 20%	1,976 71%	2,534 91%
熊本市	1,677	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	15 1%	7 0%	28 2%	83 5%	127 8%	482 29%	935 56%	1,417 84%
総数	221,490	432 0.2%	172 0.1%	392 0.2%	417 0.2%	417 0.2%	652 0.3%	622 0.3%	817 0.4%	884 0.4%	1,274 0.6%	2,751 1.2%	4,078 1.8%	8,864 4.0%	98,019 44.3%	101,699 45.9%	199,718 90.2%

6. 経営情報の見える化について

(1) 介護サービス事業者経営情報データベースシステム

令和5年改正介護保険法により、①介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備を行い、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度が創設され、令和6年4月より施行されたところである。本制度に基づき、介護サービス事業者は、収益・費用及び職種別の給与（任意項目）等について、施設・事業所単位での報告を行うこととされている。（制度詳細、報告内容の詳細は、資料1・2参照）

本制度は、原則として全ての介護サービス事業者が報告対象となっており、各事業者には、「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」（介護経営DB）を通じて報告を行うこととしている。なお、入力方法としては、①事業者にて使用している会計ソフトウェアから本システムに適合したcsvファイルのアップロード ②システム上への直接入力がある。

報告期限は毎会計年度終了後3月以内としているが、令和6年3月～令和6年12月に決算月を迎える事業者による初年度（令和6年度）の報告に限り、報告期限は令和7年3月末までとなっている。本制度により得られる情報は、人口動態の変化、人材不足の状況、経営影響、制度の持続可能性に的確に対応し、支援策を検討するうえで重要なものであり、円滑な報告の実施に向けて、管内の対象事業者への周知等をお願いする。なお、事業者に対する制度概要及び報告方法の周知に当たっては、以下のウェブサイトに掲載のマニュアル及び動画等を積極的に活用されたい。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>

加えて、本制度においては、事業所から報告された経営情報をもとに、都道府県においても分析・公表を行うことが努力義務とされているが、今後、厚生労働省で実施する分析・公表の内容も踏まえて、都道府県向けのガイドラインをお示しする予定。なお、調査・分析に当たっては、「介護サービス情報の公表制度等支援事業」の活用も検討されたい。（資料3参照）

(2) 介護サービス情報公表制度に関する事項

利用者が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するために、利用者の選択に資する情報提供を行う観点から、令和6年度より、介護サービス情報公表制度（5.参照）において、介護サービス事業者に対して、財務状況の公表を求めることとしている。

具体的には、事業活動計算書（損益計算書）、資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）、貸借対照表（バランスシート）について、直近の事業年度を終えた時点で作成したものを公表することとされているが、会計基準上作成が求められていない等の事情がある場合には、資産、負債及び収支の内容が分かる簡易な計算書類を公表することでも差し支えないこととしている。併せて、「1人当たり賃金」についても、任意での公表が可能となっている。（資料4参照）

当該公表内容の追加については、本年度（令和6年度）より開始した新たな内容であり、引き続き、管内の対象事業者への周知等をお願いする。

(資料 1)

介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等（令和 5 年介護保険法改正事項）

- 2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の介護事業経営実態調査を補完する必要がある。

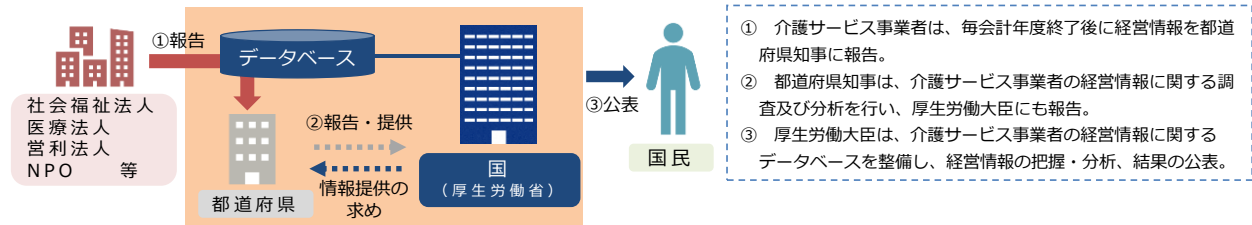
（参考）令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、より正確な経営実態等の把握に向けて、より適切な実態把握のための方策を引き続き検討していくべきとされている。

- このため、①介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備を、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設する。【施行日：令和6年4月1日】

【データベースの概要】

- 対象：原則、全ての介護サービス事業者
- 収集する情報：介護施設・事業所における収益及び費用並びに、任意項目として職種別の給与（給料・賞与）及びその人数
※ 収集する内容は省令以下で規定
- 公表方法：国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表
※ 上記のデータベースの整備のほか、利用者の介護サービス事業者の選択に資するよう、介護サービス情報公表制度についても併せて見直しを行い、介護サービス事業者に対し財務状況の公表を義務付ける等の対応を行う。

<データベースの運用イメージ>



(資料 2)

介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等（介護保険法施行規則改正事項案）

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の44の2の規定に基づき、都道府県知事が行う介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等について、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）における必要な規定を整備する。

報告対象となる介護サービス事業者

- 原則、全ての介護サービス事業者が報告対象。
- ただし、小規模事業者等に配慮する観点から、事業所・施設の全てが以下のいずれかに当てはまる介護サービス事業者は報告対象から除外する。
 - ① 過去1年間で提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下のもの
 - ② 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるもの

介護サービス事業者に報告を求める項目

- 1) 事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
- 2) 事業所・施設の収益及び費用の内容
- 3) 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
- 4) その他必要な事項

※ 報告除外対象の事業所・施設（上記①・②）とそれ以外の事業所・施設を運営している場合、①・②を除く事業所・施設の報告を求める。

〔上記の他、任意項目として「職種別の給与（給料・賞与）及びその人数」を求める（通知事項）。〕

介護サービス事業者から都道府県知事への報告方法

- 報告期限
毎会計年度終了後3月以内
※ 初回に限り、令和6年度内に提出で可（附則により措置）
- 報告手段
電磁的方法を利用して自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他の適切な方法

厚生労働大臣が都道府県知事に求めることができる情報

- 介護サービス事業者経営情報
（※ 事業者に報告を求める項目の1）～4）の情報）
- その他必要な事項

都道府県知事から厚生労働大臣への情報提供方法

電磁的方法を利用して自ら及び厚生労働大臣が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他の適切な方法

(資料3)

介護サービス情報の公表制度等支援事業

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3982)

1 事業の目的 令和7年度当初予算案 1.2億円(1.2億円) ※()内は前年度当初予算額

- ① 「介護サービス情報の公表」制度(※1)の運営が円滑に実施できるよう、都道府県等が行う介護サービス事業所等への調査等に要する費用の助成など必要な支援を行う。
(※1) 介護サービスの質の向上等の観点から、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選択するための情報を、インターネット等を通じて都道府県等が公表する仕組み(介護保険法第115条の35)
- ② 令和7年度は、「介護サービス事業者経営情報の調査・分析等」制度(※2)について、制度施行から2年目を迎え、都道府県が当該業務を本格的に実施すると考えられることから、その業務等が円滑に実施できるよう、都道府県が行う調査・分析等に要する費用の助成など必要な支援を引き続き行う。
(※2) 地域において必要とされる介護サービスを確保するため、介護サービス事業者の経営情報を、インターネット等を通じて、都道府県が調査・分析を行い把握するための仕組み(介護保険法第115条の44の2)

2 事業の概要・スキーム

① 介護サービス情報公表制度支援事業

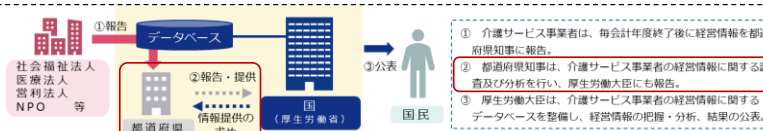
- 都道府県及び指定都市が公表する情報に関して行う調査の実施経費や調査機関・公表センターへの委託費、普及啓発、研修等に要する費用に対して補助を行う。

【事業内容】 (1) 都道府県が必要と認める調査の実施、コールセンターの設置等
(2) 制度施行のための普及・啓発
(3) 調査員等に対する資質向上のための研修等
(4) その他介護サービス情報の公表制度の円滑な施行のための事業

② 介護サービス事業者経営情報の調査・分析等制度支援事業

- 都道府県が行う介護サービス事業者経営情報の調査等の実施経費や、介護サービス事業者に対する普及啓発等に要する費用に対して補助を行う。

【事業内容】 (1) 都道府県が必要と認める介護サービス事業者経営情報に関する調査・分析等の実施
(2) 制度施行のための介護サービス事業者に対する普及・啓発
(3) その他介護サービス事業者経営情報の調査・分析等制度の円滑な施行のための事業



3 実施主体等

【実施主体】

- ① 都道府県・指定都市 ② 都道府県

【補助率】

- ① 国 1/2 ② 国 2/3



都道府県・指定都市 (①のみ)

【参考】

- 「成長戦略フォローアップ工程表」(令和3年6月18日閣議決定)
介護予防のインセンティブ強化
・「介護サービス情報公表システム」を活用して効果的な情報提供を実施

(資料4)

介護サービス情報公表制度における公表事項の追加について

1. 介護サービス事業者における財務諸表の公表について

- 社会福祉法人においては、社会福祉法施行規則第10条第3項第1号の規定に基づき、計算書類を公表することとされている。また、障害福祉サービス事業所においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則別表第1号第2号へ及び児童福祉法施行規則別表第2号第2号へ規定に基づき、「事業所等の財務状況」を公表することとされている。
- 介護サービス情報公表制度においても、「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会)において、「社会福祉法人や障害福祉サービス事業所が法令の規定により事業所等の財務状況を公表することとされていることを踏まえて、介護サービス事業者についても同様に財務状況を公表することが適当である。」と指摘されたことを踏まえ、介護保険法施行規則別表第2に「事業所等の財務状況」を公表することを規定する(省令改正案)。

※1 公表を求める財務諸表については、障害福祉サービス事業所等での報告事項を踏まえ、事業活動計算書(損益計算書)、資金収支計算書(キャッシュフロー計算書)、貸借対照表(バランスシート)とする。(通知事項)

※2 公表にあたっては、原則として、介護サービス事業所又は施設単位とする。ただし、拠点や法人単位で一体会計としており、事業所又は施設単位での区分けが困難な事業者においては、拠点単位や法人単位での公表を可能とすることとする。その際、公表対象が明確となるよう、当該会計に含まれている事業所又は施設を明記することを合わせて求めることとする。

2. 一人当たり賃金の公表について

- 「介護保険制度の見直しに関する意見」において、「一人当たりの賃金等についても公表の対象への追加を検討することが適当である。その際、設置主体や給与体系等の違いに配慮することや、公表する情報に係る個人が特定されないことがないよう配慮した仕組みを検討することが適当である。」と指摘されたことを踏まえ、一人当たり賃金の公表について、介護サービス情報公表制度において、任意での公表情報とすること(公表内容については通知で定める)。また、都道府県知事が、情報の提供を希望する介護サービス事業者から提供を受けた情報について「公表を行うよう配慮する」情報として明確化する(省令改正案)。

※1 公表にあたっては、事業所や施設の特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数等がわかるような形で公表を可能とすることとする。(通知事項)

※2 原則として、介護サービス事業所又は施設単位とする。ただし、介護サービス事業者の希望に応じ、法人単位での公表を可能とする。その場合、含まれている介護サービス事業所又は施設を明記することを合わせて求めることとする。

【介護保険法施行規則の改正(案)】

(法第百十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報)

第百四十条の六十二の二 法第百十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報は、介護サービスの質及び労働時間、賃金その他の介護サービスに従事する従業者に関する情報(介護サービス情報に該当するものを除く。)として都道府県知事が定めるものとする。

<参考>介護保険法(抄)

(都道府県知事による情報の公表の推進)

第百十五条の四十四 都道府県知事は、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会の確保に資するため、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報(介護サービス情報に該当するものを除く。)であって厚生労働省令で定めるものの提供を希望する介護サービス事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。